

## 豊中市立児童発達支援センター通所特定費用減免取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市立児童発達支援センター条例施行規則(昭和40年豊中市規則第18号)第10条第3号に基づき、豊中市立児童発達支援センター条例施行規則第8条第1項に規定する通所特定費用(以下「通所特定費用」という。)の減免の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (減免対象者)

第2条 通所特定費用の減免対象者は、豊中市に住所を有し、次表の負担上限月額が記載された通所受給者証(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。以下同じ。)を交付されている児童とする。

負担上限月額	「月額0円」、「月額4,600円」
--------	-------------------

### (減免の申込み)

第3条 通所特定費用の減免を受けようとする児童の保護者等(以下「申込者」という。)は、市長に通所特定費用減免申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の申込書には、通所受給者証の写しを添付しなければならない。

### (減免の決定)

第4条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、第2条の規定に該当すると認めるときは、通所特定費用減免決定書(様式第2号)によりその旨を当該申込者に通知するものとする。

### (減免の額)

第5条 第2条に該当する場合は、通所特定費用を次の各号に定めるところにより減免する。

(1) 通所受給者証に負担上限月額が0円と記載の場合 1食につき60円

(2) 通所受給者証に負担上限月額が4,600円と記載の場合 1食につき230円

### (取消し及び納付命令)

第6条 市長は、申込者が虚偽その他の不正の手段により減免を受けたと認めたときは、減免の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により減免の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に減免がなされているときは、期限を定めてその額の納付を命じることができる。

### (委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

## 通所特定費用減免申込書

年 月 日

(宛先)  
豊中市長

住所	
申込者名 (保護者名)	

豊中市立児童発達支援センター通所特定費用減免取扱要綱第3条の規定により通所特定費用の減免を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

児童名	
施設名	

## 通所特定費用減免決定通知書

年(      年) 月    日

様

豊中市長

年 月 日付けで申込みのありました通所特定費用減免申込みについては、次のとおり決定したので、豊中市立児童発達支援センター通所特定費用減免取扱要綱第4条の規定により通知します。

児童名	
施設名	
減免の内容	1食につき      円
減免期間	年 月 日から      年 月 日まで